

倉吉版 経営持続化支援事業について

令和2年度補正予算額 1億4,000万円



担当：商工観光課 0858-24-5478

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルスの感染拡大は、観光需要の低迷や、外出の自粛等の影響により、地域の多様な産業に対し甚大な被害を与えている。
- このため国は「**持続化給付金制度**」を設立し事業者支援を始めたところであるが、「ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している」という要件に到達できない事業者が多くみられる状況である。
- そこで新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し「**倉吉版経営持続化支援事業**」を設立することで、セーフティネット保証等の認定※注を受ける事業者の中で国の支援対象にならない「**ひと月の売上が前年同月比で15%以上50%未満減少している事業者（以下、「市支援対象者」という。）**」を中心として支援をします。なお、創業から1年未満の方でも令和2年3月末までに創業された方は対象となりますので、ご相談ください。
- 保証等の認定については、取引のある金融機関、倉吉商工会議所、鳥取県信用保証協会等へ相談ください。

※注：セーフティネット保証等とは

セーフティネット保証（経営安定関連保証）は、景気の低迷などにより経営の安定に支障を来している中小企業者を支援するために設置されている保証制度です。（中小企業信用保険法）

また、今回、新型コロナウイルス関連で売上高等が減少している中小企業者を支援するため特別に危機関連保証制度も発動されており、より柔軟に信用保証を受けることができます。

事業イメージ

①一般支援型

- 令和2年1月から12月までの期間において、国の持続化給付金の対象とならない**支援対象者**に**前年同月との差額（上限10万円）**を支援。
- 主な添付書類：セーフティネット保証等の認定証（写）など

②家賃・地代支援型

- 令和2年1月から12月までの期間において、国の他の制度の対象とならない**市支援対象者**に**家賃・地代の1/3を4カ月分支援（上限月5万円、計20万円）**。
- 主な添付書類：セーフティネット保証等の認定証（写）
月家賃・地代を示す資料（賃貸契約書等）（写）など

③特別支援型

- 令和2年1月から同年12月までの期間において、ひと月の売上が前年同月比で1千万円以上減少している事業者のうち「**飲食・宿泊業**」「**卸売・小売業**」「**生活関連サービス業**」を営む者に**一律100万円**を支援。
- 主な添付書類：セーフティネット保証等の認定証（写）など

申請に必要な書類

- ① 倉吉版経営持続化支援事業交付金交付申請書（請求書）
- ② 個人事業主の場合、公的な身分証明書の写し（運転免許証etc）
- ③ 振込先口座の金融機関名、口座番号及び口座名義人のわかる通帳
又はキャッシュカードの写し
- ④ その他、交付金交付規則で定める添付書類

※その他、ご不明な点は市商工観光課の担当 山増までご連絡ください。

倉吉版 経営持続化支援事業の申請の流れについて

問合せ・申込先

倉吉市生活産業部商工観光課（第2庁舎3階）

〒682-8633 倉吉市堺町2丁目253-1

TEL：0858-24-5478 FAX：0858-22-8136

申請前チェック事項

☑ 国の持続化給付金の対象外であるか？

- ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者の皆さまは「国持続化給付金」の対象となり、倉吉市の支援は受けられません。（※注1）

☑ 売上が「15%以上」減少しているか？

- 「倉吉版経営持続化支援事業」においては、セーフティネット保証等の認定を受ける事業者の中で国の支援対象にならない「ひと月の売上が前年同月比で15%以上50%未満減少している事業者」を中心として支援をします。
- なお、事業資金の借入の必要がなく、保証の認定を受ける予定がない事業者は、市商工観光課へご相談ください。

☑ 既に「セーフティネット保証等の認定」を受けているか？

- これまで事業資金の借入等の手続きにおいて「セーフティネット保証等の認定」を受けておられる事業者には、市から「市支援金の申請に要する書類」を直接郵送します。
- 保証等の認定については、取引のある金融機関、倉吉商工会議所、鳥取県信用保証協会等へ相談ください。

※注1：国持続化給付金の対象となる方の内、令和2年1月から12月までの期間において、ひと月の売上が前年同月比で1千万円以上減少している「飲食・宿泊業」「卸売・小売業」「生活関連サービス業」を営む方には一律100万円を支援します。

イメージ図

